

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款60条の規定に基づき、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人及び法人又は団体は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の賛助会員（以下単に「会員」という。）となった者について、理事会に報告するものとする。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に第5条の会費の種類と口数等の必要事項を記載し、提出するものとする。

(会費の種類)

第5条 会員は、毎年毎事業年度内に下記会費を納入するものとする。

- | | | | |
|----------------|------|----|----------|
| (1) 個人会費 | 1口以上 | 1口 | 3,000円 |
| (2) 法人（又は団体）会費 | 1口以上 | 1口 | 30,000円 |
| (3) 特別会費 | 1口以上 | 1口 | 100,000円 |

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する自然農法誌（別冊を含む）の無料配布。
- (2) この法人が提供するその他の情報及び便宜。

(会費の用途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 会員が個人の場合は、その者が死亡したとき。
- 3 前各項の場合、既納の会費は、会員期間の途中であってもこれを返還しないものとする。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができるものとする。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
 - (2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は昭和62年9月30日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年6月21日より施行する。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。